

令和7年度 電子情報処理組織使用開始申出に係る日程について (お知らせ)

令和6年10月11日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づく少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入に係る申出並びに中間物等の製造・輸入実績に係る報告について、**電子情報処理組織（e-Gov）**を通じてオンラインで行う際には、「**申出者コード**」（ユーザID：数字5桁）が必要となります。

申出者コードは、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号）第16条第1項に基づき、**電子情報処理組織使用開始申出に係る申出書類（様式第15）**を提出いただくことにより取得できます。

令和7年度における申出書類の受付日程（受付締切日）は、次のとおりです。

1. 申出書類の受付日程について

申出書類は随時受け付けています（各回において、受付締切日までに到着した申出書類を受け付けます。）。提出してから直近に迎える受付締切日の概ね3週間後に、「申出者コード」が記載された通知文を発送します。

	申出書類の受付締切日（必着）	通知文発送予定日
第1回	令和7年4月1日（火）	申出書類の受付締切日の 概ね3週間後
第2回	令和7年7月1日（火）	
第3回	令和7年10月1日（水）	
第4回	令和7年11月4日（火）	
第5回	令和7年12月9日（火）	
第6回	令和8年3月2日（月）	

※万一、上記受付締切日に変更が生じる場合は、その1か月前までにホームページにて公表することとします。

2. 注意事項

- ・ 申出者コードは法人に対して付与されるもので、基本的に一度取得したら更新の必要はなく、以降の電子申出でも引き続き使用できます（途中、連絡担当者が変更になっても、申出者コードは変わらず使用できます。）。
- ・ 少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入に係る電子申出、中間物の製造・輸入実績に係る電子報告のいずれにも同じ申出者コードを使用できます。

3. 参考資料

申出書類として、必要事項を記載した電子情報処理組織使用開始申出書（様式第 15）正本 3 部（書面）及び返信用封筒を、簡易書留又は書留での郵送にて提出いただきます。

また、様式第 15 の記載内容（会社名、所在地、代表者等）に変更が生じた場合は、電子情報処理組織使用変更届出書（様式第 16）正本 3 部（書面）の提出による変更手続きが必要となります。

これらの手続きの詳細については、以下のホームページを参照してください。

○経済産業省「e-Gov 電子申請システムによる電子申請を行う場合の事前手続きについて」のページ
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_denshi_index.html

4. 翌年度の受付日程の公表時期について

「令和 8 年度 電子情報処理組織使用開始申出に係る日程について」のお知らせは、令和 7 年 10 月中を目途に公表する予定です。

※GビズIDへ移行予定のため、令和 8 年夏頃からは現行の申出者コードは廃止となる見込みです。

5. お問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（電話）03-5253-1111（内線 2428）

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

（お問合せ専用メールアドレス）

bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp

※電子メールの件名は『電子情報処理組織に関する問合せ（***株式会社）』（注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載）としてください。

また、本文には、質問内容に加え、**お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯**（問合せ日を含め 3 営業日以内でお電話が受け取れる時間帯）を必ず記載してください。

（電話）03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253